

美波町立日和佐小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

2 基本認識

- （1） 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- （2） いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- （3） ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- （4） 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- （5） より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- （6） いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

この基本認識のもと、本校では、かけがえのない存在である児童一人ひとりが、元気で明るく生活し、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意をもって取り組んでいくこととする。特に、いじめの予防と早期発見に重点的に取り組んでいくとともに、いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大に重視し、町教育委員会や地域、家庭、南部子ども女性センター等の関係諸機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。

3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止等の対策のため、「日和佐小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。組織の構成員は次のとおりとする。

- 校内構成員：校長・教頭・教務主任・養護教諭・特別支援コーディネーター
生徒指導主任・教育相談担当教員・人権教育主事・研修主任・学級担任（教育相談コーディネーター、児童とかかわりのある教職員、児童が相談しやすい教職員等）

○校外構成員：特別支援巡回相談員，町役場保健師，
南部子ども女性センター相談員，学校医

※ 必要に応じ助言を得ることとする。

【対策委員会の具体的な取り組み内容】

- ・いじめ防止基本方針の修正
- ・いじめに係る情報収集と事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定
- ・いじめ防止基本方針に沿った実践と検証
- ・いじめ発生に係る全教職員への情報提供
- ・該当児童への指導，該当保護者への対応
- ・外部組織への協力要請，場合によっては警察への通報
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析

4 いじめ防止のための具体的取り組み

(1) 教職員による指導について

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を，学校教育全体を通じて児童一人ひとりに徹底する。
- ② わかる授業づくりを進め，すべての児童が参加・活躍できる授業づくりの工夫を進めると共に，教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実によって規範意識や望ましい集団生活のあり方を身につけさせる。
- ③ 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規則正しい態度で授業や行事に参加できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 一人ひとりの児童が他者の役に立っていると感じ取ることができる多様な機会を，数多く提供し，児童の自己有用感が高められるようにする。また困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設け自己肯定感を高められるようにする。
- ⑤ インターネットやメール等，ICT機器の情報発信による他人の誹謗・中傷が，「いじめ」であり，決して許される行為ではないことを，専門的知識をもった外部講師を招聘するなどの情報モラル教育を通して理解させる。また，県がネットパトロールを実施していること，インターネット上の写真や文書は消去が困難であること，刑事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑥ 休憩時間中における児童の言葉遣いや態度及び遊び内容等に注意を払い，不適切な場合は，終礼や職員会議で取り上げ，迅速な対応，指導に努める。
- ⑦ いじめが解決したとみられる場合でも，継続して十分な注意を払い，再発の可能性を踏まえ，日常的に注意深く見守る。
- ⑧ 児童が被災し，避難所に避難した場合でも，お互いが協力し合い，支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑨ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため，地域や保護者と連携し，児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校だよりを活用したいじめ防止の啓発
- ② 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し，学期の始期，入学式等で児童，保護者や地域住民の理解を得るように努める。
- ③ P T A活動，地域活動を通して子どもとのかかわりを大切にしていく。
- ④ 参観日の学級懇談における話題の提供と話し合いによる課題の共有。
- ⑤ 児童の子ども会行事や地域行事への参加促進。
- ⑥ 地域の人権懇話会，人権座談会における情報共有。

(3) いじめの早期発見

- ① いじめにつながる児童のささいな言動，特に，けんかやふざけ合い，けが等にも留意し，教職員一同のアンテナを張り巡らせ，気づいた情報は速やかに確実に共有し，的確な対応を図る。

- ② 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を実施し、予防のための情報収集を図る。
- ③ 一人一人の児童の表情の変化、健康状況、学級での日記・作文等の記述から児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。
- ④ 職員朝礼・終礼・職員会、年4回の校内研修における「児童理解」を通して、情報交換を密にし、未然防止のための組織的な判断を行うようにする。
- ⑤ 児童の欠席・遅刻時やけがをしたときの保護者との連絡を的確に行うなど連携を密にすることで信頼関係を育み、効果的な情報提供に役立てる。

5 いじめ発生への対処および教育相談体制

いじめの訴えや情報及び兆候があったときは校長の指示のもと、学校いじめ対策組織において、事実関係の把握、被害児童の心身のケア、加害児童の指導など問題の解消を行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱うべきものと認められる場合には美波町教育委員会と連携を図り、牟岐警察署と相談して対処をする。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) 教職員の対応

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童、知らせた児童の安全を確保する。
- ③ 児童や保護者からの「いじめ」についての相談や訴えがあった場合には真摯に対応する。
- ④ 通報を受けたときや、児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その結果を美波町教育委員会に報告する。
- ⑤ いじめた児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ⑥ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ⑦ 該当保護者に連絡をし、家庭訪問や学校での話し合いの場を設けるなどをして、事態の收拾に努めるとともに、児童への指導または、その保護者への助言を継続的に行う。
- ⑧ 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ⑨ 傍観者もいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない行為」であることへの意識を徹底させる。
- ⑩ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑪ ネット上のいじめが行われた場合は、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求を必要に応じて警察、法務局等に協力を求める。

(2) P T A 及び関係機関等との連携および相談体制

- ① 学校だけの解決が困難な場合には、P T A や関係諸機関と連携し、一体となり対応を行う。
 - 美波町教育委員会との連携
 - ・関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・関係機関との連絡調整
 - 警察との連携
 - ・生命や心身または財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
 - 福祉関係との連携
 - ・スクールカウンセラー、巡回相談員、町役場保健福祉課保健師の派遣要請

- ・徳島県教育委員会総合教育センター特別支援相談課への相談依頼
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童の生活，生活環境の状況把握

○医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状に関する相談
- ・精神症状についての治療，指導・助言

(3) いじめの解消状態

少なくとも，次の二項目が満たされていること。ただし，再発の可能性を踏まえ，日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とし，学校いじめ対策組織において，より長期な期間にする場合もある。
- ② いじめを受けた児童が，心身の苦痛を感じていないかどうかを組織委員会による面談等で確認する。

6 校内研修

校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し，年に一回以上，いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

7 重大事態への対処

いじめ事案が次の状況にある場合には，重大事態として直ちに校長が美波町教育委員会に報告し，指導・助言のもとに適切な対処にあたる。「重大事態への対応マニュアル」に従って，迅速かつ丁寧な調査を行う。

- 児童の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・児童が精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額な金品を奪い取られた場合
- 児童が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・いじめが原因と考えられる年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は，状況により判断する

保護者に対しては，調査により明らかになった事実関係について，経過報告を踏まえた情報を適切に提供するが，関係者の個人情報には十分に配慮する。なお，アンケート等を実施した場合の結果の公表には，いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき，調査に先立ち，その主旨や目的を調査対象となる児童や保護者に的確に説明する。

8 年間計画（いじめ防止プログラム）

年間目標

学習指導や進路指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、児童が自己有用感をもつことにより、いじめの未然防止を図る。

月	内 容	対象者	担 当
4	学校いじめ防止基本方針周知 児童理解 指導体制や指導計画周知 家庭訪問	教職員 教職員 教職員・児童・保護者 児童・保護者	生徒指導主任 生徒指導主任 生徒指導主任 教務主任
5	問題行動共通理解 学級部会・PTA総会 修学旅行 遠足 ひわさっ子班活動	教職員 保護者 児童（6年生） 児童（1～5年） 児童	生徒指導主任 教頭・学級担任 学年主任 学年主任 特活主任
6	宿泊学習 ひわさっ子班活動 プール掃除	児童（5年生） 児童 児童	学年主任 特活主任 体育主任
7	児童アンケート調査と結果分析 個人懇談 児童理解	児童 児童・保護者 教職員	校長・生徒指導主任 教務主任 生徒指導主任
8	休み中の校外生活巡視	教職員・保護者	教頭
9	夏休み中の児童の生活点検評価 2学期の指導方針周知 運動会	児童 児童 児童	生徒指導主任 生徒指導主任 体育主任
10	遠足 ひわさっ子班活動	児童 児童	学年主任 特活主任
11	人権授業参観・人権集会 大浜地上絵大会 世代間交流 人権フェスティバル ひわさっ子班活動	児童・保護者 児童（3・4年生） 児童 教職員・児童 児童	人権主任・学年主任 学年主任 教頭・学年主任 人権主任 特活主任
12	校内マラソン大会 児童理解 児童アンケート調査と結果分析 個人懇談 休み中の校外生活巡視	児童 教職員 児童 児童・保護者 教職員	体育主任 生徒指導主任 校長・生徒指導主任 教務主任 生徒指導主任
1	冬休み中の生活点検評価 3学期への指導方針周知 大浜たこあげ大会 長なわとび大会	児童 児童 児童（1・2年生） 児童	生徒指導主任 生徒指導主任 学年主任 体育主任
2	学習発表会 ひわさっ子班活動	児童 児童	教務主任・学年主任 特活主任
3	6年生送別行事 児童理解 児童アンケート調査と結果分析 保護者アンケート調査と結果分析 改善と次年度の計画	児童 児童 児童 保護者 教職員	学年主任 生徒指導主任 校長・生徒指導主任 校長 生徒指導主任

9 改善に向けての評価活動

- ① 8の年間計画にそって、原則的には学期ごとなど定期的に評価を行い、本校のいじめ防止基本方針が実効性のあるものになっているか、児童、地域、保護者のにとって実態にあっているか等、対策委員会を中心に評価を行い、さらには全教職員で共有し、改善を進めていく。
- ② いじめ問題への取り組み等について、学校評価と教員評価の項目に「位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- ③ 推進方針および取組が、PDCAのサイクルにそってうまく機能できるよう学校評価や、学校評議員会の意見を受け入れながら改善を加えていく。

<参考資料>

★いじめのサイン例

場 面	サ イ ン
校 内	<p>急な体調不良を訴える。 遅刻・早退・欠席が増える。また、その理由を明確に言わない。 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 担任が教室入室後、遅れて入室してくる。 保健室・トイレによく行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つようになる。 机周りが散乱している。 学用品に落書きされたり、教科書・ノートの汚れが目立つ。 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらをされる。 用のない場所にいることが多い。 ふざけあっているが、表情がさえない。 衣服の汚れが目立つようになる。 一人で清掃している。 急にあだ名で呼ばれ始める。壁などに落書きをされる。 発言や言動に対して皮肉を言われたり、失笑を浴びる。</p>
家 庭	<p>登校しぶり、転校希望、外出回避。 学校や友人のことを話さなくなったり、教師や友達への批判が増加する。 家族のお金が紛失したり、金遣いが荒くなる。 電話に出たがらななかったり、友人からの誘いを断ったりする。 長時間の長電話や、過度に丁寧な対応の口調で話す。 衣服の不必要な汚れ、体への傷やいたずらされた痕跡がある。 保護者来校、教師の家庭訪問を拒絶する。 過度なネットへの対応をする。 成績が下がる。学習時間が減る。 登校時間になると体調不良を訴える。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。</p>
校外生活	<p>登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。 ぽつんと一人で登下校したり、故意に遅れて登下校したりしている。 地域の公園や道路、空き地等に一人でぽつんとしている。 コンビニエンスストアや地域内の商店で、物品や飲食料をおごらされている。万引きをする。(させられる。) 自転車など持ち物にいたずらをされたり、傷つけられる。 遊ぶ友達が急に変わる。</p>

※ これらのサインが認められたときには、防止対策委員会で話し合い、全教職員で課題を共有し合い対処方法を協議するとともに、児童保護者に対して早期対応を行う。